

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する法令の一部を改正する法令新旧対照条文

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する法令(昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号)

(続編の部を省略)

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～カ</p> <p>キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">飼料添加物名</th> <th style="text-align: center;">対象飼料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>バチルス セレウス</td> <td>牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク～ス (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 試薬・試液</p> <p>(略)</p> <p>亜鉛(標準試薬)～次亜塩素酸ナトリウム試液 (略)</p> <p>次亜塩素酸ナトリウム試液、アンモニウム試験用 水酸化ナトリウム又は炭酸ナトリウムの水溶液に塩素を吸収させた無色～淡緑黄</p>	飼料添加物名	対象飼料	(略)	(略)	バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用	(以下略)	(以下略)	<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～カ</p> <p>キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">飼料添加物名</th> <th style="text-align: center;">対象飼料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>バチルス セレウス(その1)</td> <td>牛用、豚用及び鶏用</td> </tr> <tr> <td>バチルス セレウス(その2)</td> <td>牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> <td style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク～ス (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 試薬・試液</p> <p>(略)</p> <p>亜鉛(標準試薬)～次亜塩素酸ナトリウム試液 (略)</p>	飼料添加物名	対象飼料	(略)	(略)	バチルス セレウス(その1)	牛用、豚用及び鶏用	バチルス セレウス(その2)	牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用	(以下略)	(以下略)
飼料添加物名	対象飼料																		
(略)	(略)																		
バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用																		
(以下略)	(以下略)																		
飼料添加物名	対象飼料																		
(略)	(略)																		
バチルス セレウス(その1)	牛用、豚用及び鶏用																		
バチルス セレウス(その2)	牛用、豚用、鶏用及び養殖水産動物用																		
(以下略)	(以下略)																		

色澄明の液である。

含量 次亜塩素酸ナトリウム (NaClO : 74.448) として4.2g/dL以上。

定量法 本品10mLを正確に量り、水を加えて正確に100mLとする。

この液10mLを正確に共栓フラスコにとり、水90mLを加えた後、ヨウ化カリウム2g及び薄めた酢酸(1/2)6mLを加え、密栓してよく振り混ぜ、暗所に5分間放置する。遊離したヨウ素を0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム液で滴定する(指示薬 デンプン試液3mL)。同様の方法で空試験を行い、補正する。

0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウム液 1mL = 3.722mgNaClO

ジアゾベンゼンスルホン酸試液~ニンヒドリン試液、定量用 (略)

ニンヒドリン・ブタノール試液 ニンヒドリン0.3gをn-ブタノール100mLに溶かし、氷酢酸3mLを加える。

ネスラー試液~レゾルシン (略)

(3)~(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)~(48) (略)

(49) タウリン

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

含量 本品は、乾燥した後定量するとき、タウリン(C₂H₇NO₃S) 99.0~101.0%を含む。

性状

本品は、無色又は白色の結晶、若しくは白色の結晶性の粉末である。

本品は、水にやや溶けやすく、無水エタノールにほとんど溶けない。

本品1.0gを新たに煮沸して冷却した水20mLに溶かした液のpHは、4.1~5.6である。

確認試験 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法の臭化カリウム錠剤法により試験を行い、本品のスペクトルと本品の参照スペクトルを比較するとき、両者のスペクトルは同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

本品の参照スペクトル

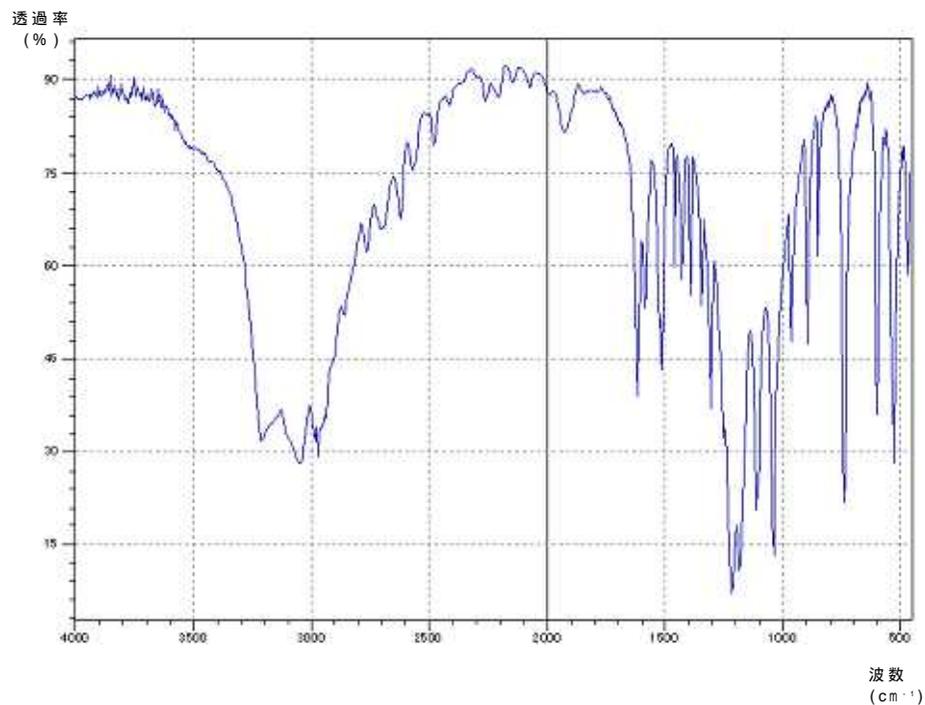
ジアゾベンゼンスルホン酸試液~ニンヒドリン試液、定量用 (略)

ネスラー試液~レゾルシン (略)

(3)~(9) (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)~(48) (略)



純度試験

溶状 本品1.0gに水20mLを加えて溶かすとき、その液は無色澄明でなければならない。

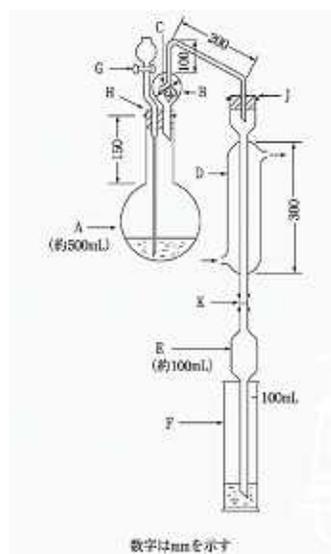
塩化物 本品1.0gをとり、塩化物の試験を行うとき、その量は0.01mol/L塩酸0.3mLに対応する量以下でなければならない(0.011%以下)。

硫酸塩 本品2.0gをとり、硫酸塩の試験を行うとき、その量は0.005mol/L硫酸0.4mLに対応する量以下でなければならない(0.010%以下)。

アンモニウム塩

装置

図に示すものを用いる。



- A : 蒸留フラスコ
- B : しぶき止め
- C : 小孔
- D : 冷却器
- E : 逆流止め
- F : 受器 (メスシリンダー)
- G : コック
- H及びJ : ゴム栓
- K : ゴム管

操作法

検液及び比較液の調製 本品0.25 gを蒸留フラスコAにとり、水140mLを加えて溶かし、酸化マグネシウム2 gを加えて留液60mLを得るまで蒸留する。受器F (メスシリンダー)には吸収液としてホウ酸溶液(1 20) 20mLを入れ、冷却器の下端を吸収液に浸し、1分間5 ~ 7 mLの留出速度となるように加熱温度を調節する。冷却器の下端を液面から離し、少量の水でその部分を洗い込み、水を加えて100mLとし、検液とする。

比較液はアンモニウム標準液5.0mLを蒸留フラスコAにとり、以下検液の調製法と同様に操作する。

検液及び比較液の試験 検液及び比較液30mLずつをネスラー管にとり、フェノール・ニトロプルシドナトリウム試液6.0mLを加えて混和する。次に次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液4mL及び水を加えて50mLとし、混和した後、60分間放置する。両管を白色の背景を用い、上方又は側方から観察して液の色を比較する。検液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くてはならない(0.02%以下)。

フェノール・ニトロプルシドナトリウム試液の調製
フェノール5g及びニトロプルシドナトリウム25mgを水に溶かし、500mLとする。冷暗所に保存する。

次亜塩素酸ナトリウム・水酸化ナトリウム試液の調製 次亜塩素酸ナトリウム1.05gに対応する容量のアンモニウム試験用次亜塩素酸ナトリウム試液に水酸化ナトリウム15g及び水を加えて溶かし、1,000mLとする。用時製する。

重金属 本品2.0gをとり、重金属試験法第1法により試験を行うとき、その量は鉛標準液2.0mLに対応する量以下でなければならない(10ppm以下)。

類縁物質 本品1.0gを水50mLに溶かし、試料溶液とする。この液1mLを正確に量り、水を加えて正確に50mLとする。この液1mLを正確に量り、水を加えて10mLとし標準溶液とする。試料溶液及び標準溶液5 μ Lずつを薄層クロマトグラフ用シリカゲルを用いて調製した薄層板にスポットする。次に水・無水エタノール・n-ブタノール・氷酢酸混液(150:150:100:1)を展開溶媒として約10cm展開した後、薄層板を風乾する。これにニンヒドリン・ブタノール試液を均等に噴霧し、105 $^{\circ}$ で5分間加熱するとき、試料溶液から得た主スポット以外のスポットは1個以下であり、標準溶液から得たスポットより濃くない。

乾燥減量 0.20%以下(1g, 105 $^{\circ}$, 2時間)

強熱残分 0.1%以下(1g)

定量法 本品を乾燥し、その約0.2gを精密に量り、水50mLを加えて溶かし、ホルマリン5mLを加え、0.1mol/L水酸化ナトリウム液で電位差滴定する。同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol/L水酸化ナトリウム液1mL = 12.52mgC₂H₇NO₃S

- (1) 保存の方法の基準
密閉容器に保存すること。

イ 製剤

- (7) 成分規格
「タウリン」の成分規格を準用する。

- (1) 保存の方法の基準
「タウリン」の保存の方法の基準を準用する。

(50) ~ (148) (略)

(149) バチルス セレウス

ア 製造用原体

- (7) 成分規格

本品は、*Bacillus cereus* トヨイ株を増殖させ、凍結した製造用種菌である。

由来 原株は、1968年に土壌より分離された*Bacillus cereus* トヨイ株である。

性状 本品は、グラム陽性桿菌で芽胞を形成し、クロラムフェニコール及び硫酸ポリミキシンB添加寒天培地で発育する。

確認試験

4号培地に本品を塗布し、36~38°で1~2日間培養する。スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて得た集落をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につきグラム染色法により試験を行うとき、青紫色~黒紫色に染まった桿菌を認める。

4号培地に本品を塗布し、36~38°で3~7日間培養する。スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて得た集落をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につき芽胞染色法により試験を行うとき、淡緑色~緑色に染まった芽胞を認める。

試験用寒天培地として4号培地100mLに対して生菌剤試験用抗生物質溶液1mLを加えたものを用い、培地に本品を塗布する。36~38°で1~2日間培養するとき、菌の発育を認める。

- (1) 保存の方法及び継代の基準
原株は、カンテン、ペプトン、肉エキス等を含む培地で継代

(49) ~ (147) (略)

(148) バチルス セレウス

バチルス セレウス(その1)

ア 製造用原体

- (7) 成分規格

本品は、*Bacillus cereus* C.I.P.5832株を増殖させ、凍結乾燥した製造用種菌である。

由来 原株は、1945年に牛の第一胃内より分離された*Bacillus cereus* C.I.P.5832株である。

性状 本品は、グラム陽性桿菌で芽胞を形成し、クロラムフェニコール及び硫酸ポリミキシンB添加寒天培地で発育する。

確認試験

4号培地に本品を塗布し、36~38°で1~2日間培養する。スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて得た集落をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につきグラム染色法により試験を行うとき、青紫色~黒紫色に染まった桿菌を認める。

4号培地に本品を塗布し、36~38°で3~7日間培養する。スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて得た集落をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につき芽胞染色法により試験を行うとき、淡緑色~緑色に染まった芽胞を認める。

試験用寒天培地として4号培地100mLに対して生菌剤試験用抗生物質溶液1mLを加えたものを用い、培地に本品を塗布する。36~38°で1~2日間培養するとき、菌の発育を認める。

- (1) 保存の方法及び継代の基準
原株は、カンテン、ペプトン、酵母エキス等を含む培地で継

し、凍結乾燥後4°で保存する。本品は、同培地で増殖して小分けし、-80°で凍結保存する。本品は継代してはならない。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「バチルス セレウス」を培養した後、菌体を集め、乾燥し、米ぬか油かす、コーンスターチ、炭酸カルシウム、とうもろこし粉、乳糖等を混和した粉末である。

含量 本品は、定量するとき、1g中表示量の 10^{-1} ~ 10^2 倍個の生菌を含む。

確認試験

スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて定量法により操作して得られた集落をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につきグラム染色法により試験を行うとき、青紫色~黒紫色に染まった桿菌を認める。

スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて定量法により調製した試料原液をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につき芽胞染色法により試験を行うとき、淡緑色~緑色に染まった芽胞を認める。

定量法により調製した試料溶液を生菌剤定量法第2法により操作する。この際、試験用寒天培地として4号培地100mLに対して生菌剤試験用抗生物質溶液1mLを加えた培地を用いることとし、36~38°で1~2日間培養するとき、菌の発育を認める。

定量法

試料溶液の調製 本品約1gを精密に量り、100mLのホモジナイザー用容器に入れ、1号希釈液50mLを加え、毎分10,000回転で5分間かき混ぜ、試料原液とする。以下希釈液として1号希釈液を用い、生菌剤定量法における試料溶液の調製に準じて1mL中に生菌を30~300個含む濃度に試料溶液を調製する。

必要があれば、試料溶液は75°の水浴中で20分間加熱した後、流水で急冷したものを用いる。

操作法 バチルス サブチルス(その1)の製剤の操作法を準用する。

代し、凍結乾燥後4°で保存する。本品は、原株をペプトン、ブドウ糖等を含む水溶液で増殖して小分けし、凍結乾燥後4°で保存する。原株の継代は2代以内とし、本品は継代してはならない。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「バチルス セレウス(その1)」を培養した後、菌体を集め、乾燥し、タルク、炭酸カルシウム等を混和した粉末である。

含量 本品は、定量するとき、1g中表示量の 10^{-1} ~ 10^2 倍個の生菌を含む。

確認試験

スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて定量法により操作して得られた集落をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につきグラム染色法により試験を行うとき、青紫色~黒紫色に染まった桿菌を認める。

スライドグラス上に1白金耳量の水をとり、これに白金線を用いて定量法により調製した試料原液をとり、かき混ぜて懸濁し、適当な大きさに広げ、室温又は遠火で乾燥する。次に、2~3回火炎の中を通過させて固定したものを試料とする。この試料につき芽胞染色法により試験を行うとき、淡緑色~緑色に染まった芽胞を認める。

定量法により調製した試料溶液を生菌剤定量法第2法により操作する。この際、試験用寒天培地として4号培地100mLに対して生菌剤試験用抗生物質溶液1mLを加えた培地を用いることとし、36~38°で1~2日間培養するとき、菌の発育を認める。

定量法

試料溶液の調製 本品約1gを精密に量り、100mLのホモジナイザー用容器に入れ、1号希釈液50mLを加え、毎分10,000回転で5分間かき混ぜ、試料原液とする。以下希釈液として1号希釈液を用い、生菌剤定量法における試料溶液の調製に準じて1mL中に生菌を30~300個含む濃度に試料溶液を調製する。

必要があれば、試料溶液は75°の水浴中で20分間加熱した後、流水で急冷したものを用いる。

(1) 製造の方法の基準

本品は、「バチルス セレウス」を培養した後、菌体を集め、乾燥し、米ぬか油かす、コーンスターチ、炭酸カルシウム、とうもろこし粉、乳糖等のうち1種又は2種以上を混和して製造すること。

(2) 保存の方法の基準

しゃ光した密閉容器に保存すること。

操作法 バチルス サブチルス(その1)の製剤の操作法を準用する。

(1) 製造の方法の基準

本品は、「バチルス セレウス(その1)」を培養した後、菌体を集め、乾燥し、タルク、炭酸カルシウム等のうち1種又は2種以上を混和して製造すること。

(2) 保存の方法の基準

しゃ光した密閉容器に保存すること。

バチルス セレウス(その2)

ア 製造用原体

(7) 成分規格

本品は、*Bacillus cereus* トヨイ株を増殖させ、凍結した製造用種菌である。

由来 原株は、1968年に土壌より分離された*Bacillus cereus* トヨイ株である。

性状 「バチルス セレウス(その1)」の性状と同じ。

確認試験 「バチルス セレウス(その1)」の確認試験を準用する。

(1) 保存の方法及び継代の基準

原株は、カンテン、ペプトン、肉エキス等を含む培地で継代し、凍結乾燥後4°で保存する。本品は、同培地で増殖して小分けし、-80°で凍結保存する。本品は継代してはならない。

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「バチルス セレウス(その2)」を培養した後、菌体を集め、乾燥し、米ぬか油かす、コーンスターチ、炭酸カルシウム、とうもろこし粉、乳糖等を混和した粉末である。

含量 本品は、定量するとき、1g中表示量の $10^{-1} \sim 10^2$ 倍個の生菌を含む。

確認試験 バチルス セレウス(その1)の製剤の確認試験を準用する。

定量法

試料溶液の調製 バチルス セレウス(その1)の製剤の試料溶液の調製を準用する。

操作法 バチルス サブチルス(その1)の製剤の操作法を準用する。

(1) 製造の方法の基準

本品は、「バチルス セレウス(その2)」を培養した後、菌

(150) ~ (161) (略)

体を集め、乾燥し、米ぬか油かす、コーンスターチ、炭酸カルシウム、とうもろこし粉、乳糖等のうち1種又は2種以上を混和して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

しゃ光した密閉容器に保存すること。

(149) ~ (160) (略)